

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- **規則**  
○ 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則 四九
- **告示**  
○ 道路の区域を変更する件 四九
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 四九
- **公告**  
○ 随意契約の相手方を決定した件 五〇
- **福島県労働委員会**  
○ 地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件 五〇

## 規則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第五十号

#### 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。  
第十五条の四第一号中「地方振興局の所管区域」を「当該手形交換所の交換参加地域」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

（税務課）

## 告示

### 福島県告示第七百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道落合 浪江線	双葉郡浪江町大字高瀬 字清水五二番一地先から 同郡同町大字樋渡 字内田七四番地先まで	変更前	七・八 二一・三	一九七・〇
		変更後	八・四 五九・三	一九八・五

（道路計画課）

### 福島県告示第七百七十八号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年十月二十七日次のとおり指定した。  
令和四年十一月四日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内堀雅雄

有限会社エス・ケイ・コーポレーション  
福島市御山字上原六番地の一  
令和四年十一月一日から  
令和九年九月三〇日まで  
島御山店  
福島市御山字上原六番地の一

（出納総務課）

## 公告

## 公告第263号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム端末セキュリティ対策機器更新の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年11月4日

福島県知事 内堀雅雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステム端末セキュリティ対策機器更新 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 随意契約に係る契約金額  
70,857,600円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

（デジタル変革課）

## 福島県労働委員会

## 福島県労働委員会告示第二号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

令和四年十一月四日

福島県労働委員会

会長 駒田晋一

- 地方公営企業等の名称 福島県病院局
- 労働組合の名称 自治労福島県病院局職員労働組合
- 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
病院局	局長、理事、局次長、局参事、課長、局主幹、主幹、副課長、主任主査（総務担当）
センター	センター長、副センター長、主幹、事務長
病院	院長、副院長（総務担当）、事務長、主幹、事務次長、看護部長
診療所	所長、次長

四 認定年月日 令和四年十月二十五日

（審査調整課）